

大洲市学校給食センター整備運営事業

事業者選定基準

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

平成22年11月17日

大 洲 市

目 次

第 1	総 則	1
1	事業者選定基準の位置付け	1
2	審査の基本的な考え方	1
3	審査体制	1
4	審査の流れ	2
第 2	審査の方法	3
1	審査方法	3
2	資格審査	3
3	提案書審査	3
第 3	優先交渉権者の決定及び公表	7

第 1 総 則

1 事業者選定基準の位置付け

この「大洲市学校給食センター整備運営事業 事業者選定基準」（以下、「事業者選定基準」という。）は、大洲市（以下「市」という。）が、大洲市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、市と事業契約を締結し、本事業（当該特定事業）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定に当たり、応募しようとする者に交付する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、公募型プロポーザル方式により最優秀提案者を選定するための基準として示すものである。

2 審査の基本的な考え方

本事業を実施する事業者には、本事業の設計・建設、維持管理及び運営の各業務を通じて、効率的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、応募者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に規定する応募に足る資格を有しており、かつ、応募者の提案内容が、設計・建設、維持管理及び運営業務に関して、募集要項及び要求水準書に規定する要件（以下「要求水準」という。）を満足することを前提として、提案価格、提案内容、資金計画及びリスク分担を含む事業計画等について妥当性及び確実性を総合的に評価する。

3 審査体制

事業者の選定については、学識経験者等から構成する大洲市学校給食センター整備運営事業 P F I 事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

審査委員は、平成 22 年 12 月 8 日までに公表する。

なお、審査に際しての審査委員会の役割は次のとおりであり、審査委員会からの報告に基づき、市が優先交渉権者を決定する。

- ① 事業者選定基準の検討・作成
- ② 応募者からの提出書類の審査、評価
- ③ 最優秀提案者の選定（ヒアリングを含む。）
- ④ 市への最優秀提案者選出の報告

4 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりである。

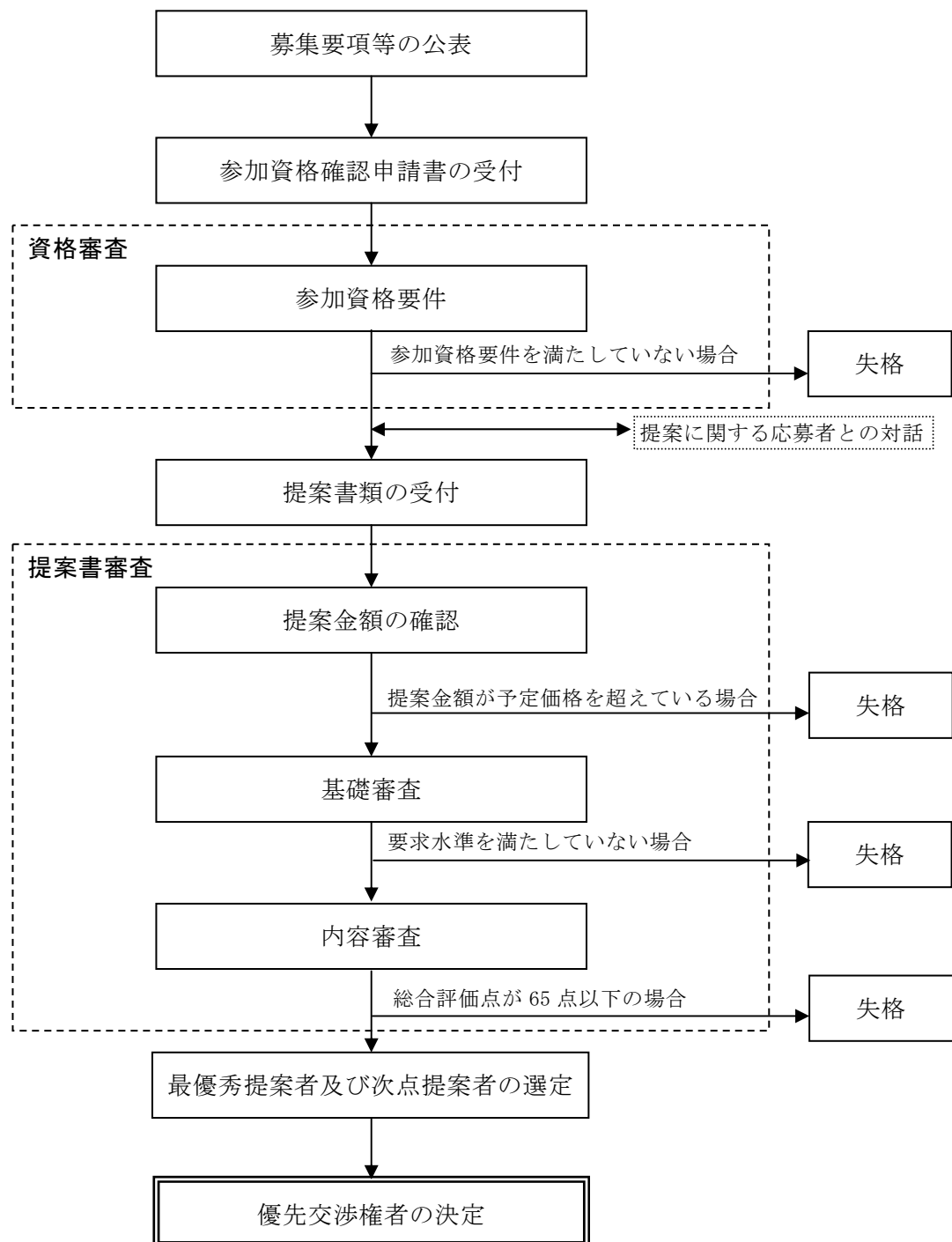


図 募集要項等の公表から優先交渉権者の決定までの流れ

第2 審査の方法

1 審査方法

審査の方法は、「参加資格確認申請書」及び「提案書類」の内容を審査委員会が審査し、その審査結果を踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。

審査は、二段階に分けて実施するものとし、参加資格の確認申請書類に基づき応募者の資格、実績等の事業遂行能力を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提出書類による提案内容等を審査する「提案書審査」として実施する。

2 資格審査

(1) 参加資格要件の確認

市は、参加資格確認申請書（様式3-1～3-10）により、募集要項に記載の参加者の備えるべき応募者の参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

(2) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格確認申請書の受付日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

3 提案書審査

(1) 提案金額の確認

提案金額内訳書（様式60）に記載された提案金額（事業期間を通じて市が支払うサービス対価の総額）が、市が設定した予定価格を超えていないことを確認する。

提案金額が予定価格を超えている場合は失格とする。

(2) 基礎審査

応募者から提出された提案書類（様式5～60）に記載された内容が、要求水準をすべて満たしているか否かを審査する。

要求水準をすべて満たしていることが認められた応募者は適格とし、要求水準を一つでも満たしていない場合は失格とする。

(3) 内容審査

基礎審査において、適格とした応募者の提案書類について内容審査を行う。

内容審査は、要求水準を満たすための方法のみを確認するものではなく、応募者による要求水準以上の優れた提案内容に対して、その提案内容が斬新で柔軟な発想によるものか、サービスの向上効果がより期待されるものか、実現性のあるものか等を専門的見地から審査し、提案の質的評価を得点化するために行う。

① 評価区分と配点

内容審査においては、提案書類に記載された内容について、次に示す「表－1 内容審査の評価区分と配点」に従って評価し得点化する。

表－1 内容審査の評価区分と配点

評価区分	配点
事業に対する体制等に関する事項	15
設計業務に関する事項	25
建設業務に関する事項	5
維持管理業務に関する事項	10
運營業務に関する事項	24
事業計画に関する事項	6
サービス対価に関する事項	15
合計	100

② 評価項目ごとの得点化方法

内容審査では、評価項目ごとに次に示す「表－2 内容審査の採点方法」に従って5段階により評価し、採点基準に基づき得点を算定する。

表－2 内容審査の採点方法

評価	評価内容	採点基準※
A	特に優れている	配点 × 1.00
B	AとCの中間程度	配点 × 0.75
C	優れている	配点 × 0.50
D	CとEの中間程度	配点 × 0.25
E	要求水準は満たしているが、特に優れた提案はない	配点 × 0.00

※得点は小数点以下第3位を四捨五入

③ 評価項目の具体的内容及び評価基準

評価項目の具体的内容及び評価基準は次のとおりである

表－3 評価項目の具体的内容及び評価基準

評 価 項 目	配 点
(7) 事業に対する体制等に関する事項	15 点
a 本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な業務執行体制 本事業における市の目的を十分に理解し、事業者の総合力、チームワークを期待できる業務執行体制	5 点
b 地域社会との連携 地域社会への貢献に関し、実効性が高く充実した提案及び地元雇用等について、実効性が高く充実した内容	5 点
c 地産地消の推進 地元産食材を積極的に活用した献立作成や食材調達を行う市との連携など、地産地消の推進について、実効性が高く充実した内容	5 点
(4) 設計業務に関する事項	25 点
a 施設計画 施設のコンセプト、基本方針及び市の要求事項への理解 <ul style="list-style-type: none"> ・設計の概要及び諸室構成等（5点） ・施設の仕上等（2点） ・建築設備計画（2点） ・調理設備計画（4点） ・外構等計画（2点） 	15 点
b 市が特に期待する事項への提案 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で衛生的な学校給食の提供への配慮（3点） ・食に関する開かれた教育の場の提供への配慮（2点） ・環境負荷低減及び省エネルギーへの配慮（2点） ・ライフサイクルコスト低減への配慮（2点） ・周辺地域の環境への配慮（1点） 	10 点
(ウ) 建設業務に関する事項	5 点
a 全般 十分な交通安全対策及び騒音、振動など工事に伴う近隣等への悪影響を最小限に抑える建設計画	3 点
b 事業スケジュール S P C 設立や各種申請の日程等、着工前の手続から施設引渡しまでの具体的かつ妥当なスケジュール計画、工期短縮の工夫、不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等	2 点

評 価 項 目	配 点
(イ) 維持管理業務に関する事項	10 点
a 建築物保守管理業務・附帯施設保守管理業務・外構等保守管理業務 建築物、附帯施設及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策	2 点
b 建築設備保守管理業務 建築設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策	2 点
c 調理設備保守管理業務 調理設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策	2 点
d 清掃・警備業務 業務ごとの管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	2 点
e 大規模修繕に関する提案 長期にわたり、建物性能を維持し資産価値を保全するための改修に対する適切かつ積極的な提案及び方策	2 点
(ロ) 運営業務に関する事項	24 点
a 食材等検収補助業務 検収業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	1 点
b 調理業務 調理業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	4 点
c 衛生管理業務 衛生管理業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	4 点
d アレルギー対応食調理業務 アレルギー対応食調理業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	2 点
e 配送・回収業務 配送・回収業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	4 点
f 給食配送車及び運営備品調達・維持管理、更新業務 給食配送車両の調達及び維持管理及び運営備品の調達・維持管理、更新業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	4 点

評 価 項 目		配 点
g	食器具等の洗浄・保管業務 食器具等の洗浄・保管業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	2点
h	廃棄物等処理業務 廃棄物等処理業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	1点
i	開業準備業務 開業準備業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	1点
j	広報補助業務 広報補助業務の基本的な考え方や特徴、管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策	1点
(カ) 事業計画に関する事項		6点
a	リスク管理方針と対策	2点
b	資金調達計画、事業収支計画及びキャッシュフロー計画の確実性	2点
c	事業の安定性・継続性 運転資金の不足に対する対応策や事業安定のための独自の工夫	2点
(キ) サービス対価に関する事項		15点
市が支払うサービス対価の合計額（提案金額）を現在価値化した金額（割引率2%）により算定し、最も低い金額を提示した応募者の評価値を20点満点とし、その他の応募者の評価値は、以下の算定式に示すように、最低提案金額に対する割合にて、提案金額を得点化する。 $\text{提案価格の得点} = 15 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低提案金額}}{\text{提示提案金額}} \right)$		

(4) 総合評価

審査委員会は、提案内容に関する審査を行い、それらを総合評価することにより総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案に、次点の提案を次点提案として選定するものとする。

なお、総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、提案金額が最も低い者を最優秀提案者とする。

また、総合評価点が65点以下の場合には、失格とする。

第3 優先交渉権者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果の報告を受けて、優先交渉権者を決定した場合、各応募者に個別に通知するとともに、大洲市ホームページ上において公表する。

また、事業者選定基準に基づく審査結果の概要、審査講評についても併せて公表する。

なお、優先交渉権者との間で事業契約に関する協議が整わない場合には、市は、次点交渉権者との間で事業契約に関する協議を行う。